

## 令和5年度 気象警報発令時の対応について（登録グループ用）

気象警報発令時に部屋を使用するか否かについては、各グループの判断とします。  
なお、使用を中止される場合は以下のとおり対応させていただきます。

### 判断基準となる警報発令時間

【午前使用のグループ】 午前 7：00～午前9：00まで

【午後使用のグループ】 午前11：00～午後1：00まで

【夜間使用のグループ】 午後 4：00～午後6：00まで

※上記区分の時間内いずれかの時点で警報が発令されており、使用区分の開始時刻までに中止の連絡があった場合

(ア) 使用日を変更する場合

変更承認申請書を受理→承認後 1階コミュニティホールは3か月以内で変更可  
その他の貸し部屋は1か月以内で変更可

(イ) 使用を中止する場合

取消届（使用料還付申請書）を受理→承認後 5割相当額還付可

登録グループ年間申請許可分 取消・変更申請時必要書類

- ・ 亀岡市総合福祉センター使用許可書（令和5年4月～令和6年3月）
- ・ 令和5年度活動日調整結果（No.1）（No.2）

登録グループ追加申請許可分 取消・変更申請時の必要書類

- ・ 亀岡市総合福祉センター使用許可書（すでにお渡ししている場合）
- ※お渡ししていない場合は、申請時にお尋ねください。

### ◇注意事項◇

- ・ 使用区分開始時刻を過ぎてからの連絡の場合、上記対応ができません。

### ◇その他◇

- ・ 取消をされる場合は、必ず取消届を提出してください。（申請者：申請時点の代表者）
- ・ 変更・取消申請は、警報が解除され、安全な日に速やかにお越しください。
- ・ 変更日未決定の場合は1週間を目途に変更候補日を決定していただいた後、申請にお越しください。
- ・ 還付は取消申請承認後、還付の準備が整い次第連絡をさせていただきますので、受け取りにお越しください。

※還付については、申請時点の代表者が受け取りにお越しください。